

第5章 排水設備の施工

1 基本的事項

排水設備の施工は、設計図及び仕様書等に従い、現場の状況を十分に把握した後に着手し、適正な施工管理を行う。

特に、屋外排水設備及び私道排水設備では、他の地下埋設物の位置、道路交通状態等の調査を行う。

工事の施工にあたって、次の点に留意する。

- (1) 騒音、振動、水質汚濁等の公害防止に適切な措置を講じるとともに、公害防止条例等を遵守し、その防止に努める。
- (2) 安全管理に必要な措置を講じ、工事関係者又は第三者に災害を及ぼさないよう事故の発生防止に努める。
- (3) 使用材料、機械器具等の整理、整頓及び清掃を行い事故防止に努める。
- (4) 火気に十分注意し、火災発生防止に努める。
- (5) 危険防止のための仮囲い、柵等適切な保安施設を施し、常時点検を行う。
- (6) 汚染又は損傷の恐れのある機材、設備等は、適切な保護養生を行う。
- (7) 工事中の損害物件の取扱い及び取り壊し材の処置については、発注者並びに関係者立会のうえ、その指示に従う。
- (8) 工事完了に際しては、速やかに仮建物を撤去し、清掃及び後片付けを行う。
- (9) 工事中に事故があったときは、直ちに施設の管理者、関係官公署に連絡するとともに速やかに応急処置を講じて、被害を最小限に止める。
- (10) 既設排水設備の一部改造、撤去及び補修を伴う場合は、接続、閉塞及びその他の必要な措置を適切にする。
- (11) 排水設備が、軟弱な地盤などで将来沈下する恐れのある場合や、車輛の影響を受けるような場合は、強固な材質のものを使用するとともに、補強防護などを考慮する。
- (12) 当初設計と施工内容に差異が生じ変更をする場合は、事前に発注者及び管理者の承諾を得る。

2 排水管の土被り

私有地の宅地内では20cm以上、私道内では60cm以上とし、原則として給水管より下側に布設する。ただし、これによりがたい場合で必要な保護を施したときは、この限りではない。

3 屋内排水管の管径

屋内排水管の管径は、次の各号によって決める。

- (1) その系統が受け持つ器具の排水負荷単位の累計により定める。
- (2) 排水横枝管の管径は、これに接続する衛生器具に付属するトラップのうち、最大口径のもの以上でなければならない。

なお、大便器を接続する場合、排水横枝管の管径は、大便器が 1 個の場合には 75 mm 以上、2 個以上の場合は 100 mm 以上とする。

ただし、簡易な配管については、この限りではない。
- (3) 流しに取り付ける横走管は、トラップの封水を保護するため、トラップ口径より 1 口径以上の大きさとする。
- (4) 排水立管の管径は、これに接続する排水横枝管の管径より小さくなくてはいけない。
- (5) ポンプ類から排水された水を屋内排水管に合流させる場合には、器具の排水負荷単位の相当する数値に換算し、加えて管径を決める。

排水管の管径の決定及び排水用配管の設計については、(表－5.1) 及び (表－5.2) によってトラップの口径を定め、かつ、排水管各部の受け持つ器具排水負荷単位を計算し、(表－5.3) 及び (表－5.4) によってそれぞれの管径を求める。

(表－５．１) トラップ及び器具排水管の最少口径

器 具	トラップの最少 口径 (mm)	器具排水管の 最小口径 (mm)
大 便 器	75	75
小便器 { 壁付型 ストール製・壁掛ストール型 洗出し式 台付型・サンホンゼット 吹出し式	50 50 75	50 50 75
公衆用 トラフ型 { 2人立 水洗便所 連立式 { 3～4人立 5～6人立	50 75 75	50 75 75
洗 面 器	30～40	30～40
手 洗 器 { 普 通 型 { 小 型	30 25	30 30
歯 科 用 洗 面 器	30	40
理髪・美容用洗面器	30	40
水 飲 器	30	30
た ん 吐 き 器	30	30
浴 槽 { 洋 風 (住宅用) { 和 風 (住宅用) { 公 衆 用	40 30 75	50 50 75
囲 い シ ャ ワ ー	50	50
掃 除 用 流 し	75	75
流し台・洗濯流し	40	50
洗面所連続流し (2～4人分)	50	50
汚 物 流 し	75～100	100
医療用流し { (大型) { (小型)	40 40	40 40
歯科用ユニット	30	30
化学用実験流し	40	40
流 し { 台所用・住宅用 { 営業用 { ソーダファンテン又はバー { バントリー用・皿洗い用 { 野菜洗い用 { 湯沸し場用	40 50 30 40～50 50 50	40 50 30～40 40～50 50 50
電気洗濯機 (住宅用)	50	50
床 排 水	40～75	40～75

(表－５．２) 各種衛生器具の排水単位

器 具	付属トラップ口径 (mm)	器具排負荷単位数
大便器	75～100	4
洗浄タンクによる場合 洗浄弁による場合	75～100	8
小便器	40	4
壁付型 ストール製・壁掛ストール型 洗出し式 台付型・サンホンゼット 吹出し式	50	4
	75	8
トラフ型連立式 公衆用水洗便所 (長さ 0.6m毎に)	—	2
洗面器・手洗器	30～40	1
手洗器 (小型)	25	0.5
歯科用洗面器	30	1
理髪・美容用洗面器	30～40	2
水飲器	30	0.5
たん吐き器	30	0.5
浴槽	40	2
住宅用 (洋風・和風を問わない) 公衆用・共用	50	3
	50～75	4～6
囲いシャワー (住宅用)	50	2
シャワー (連立シャワー) シャワーヘッド1個当たり	40	3
ビデ	40	3
掃除用流し又は雑用流し	65	2.5
	75	3
洗濯用流し	40～50	2
連合流し	50	3
汚物流し	75～100	8
医療用流し	40	2
(大型) (小型)	40	1.5
歯科用ユニット	30	0.5
化学用実験流し	40	1.5

流 し	台所用・住宅用	4 0	2
	ホテル・公衆用	5 0	4
	ソーダファンテン又はバー用	3 0 ~ 4 0	1 . 5
	バントリー用・皿洗い用	4 0	2
	野菜洗い用	5 0	4
	湯沸し場用	5 0	3
皿 洗 い 機（住宅用）		4 0	2
洗面流し場（並列式）1人分につき		—	0 . 5
床 排 水		4 0	0 . 5
		5 0	1
		7 5	2
1組の浴室器具 (大便器・洗面器及び浴槽又は囲いシャワー)			
大便器の洗浄がロータンクによる場合		7 5 ~ 1 0 0	6
大便器の洗浄が洗浄弁による場合		7 5 ~ 1 0 0	8
排水ポンプ・エゼクタ吐出量 } 3.8 リットル／分 空気調和用機器 } ごとに		—	2

※ 浴槽の上に取り付けられているシャワーは、排水単位には関係ない。

(表－５．３) 家屋排水横主管及び敷地排水管の口径

管径 近似 (mm)	家屋排水横主管及び敷地排水管に接続可能な許容最大排水単位数(家屋排水横主管の枝管を含む)											
	こ う 配											
	1／200			1／100			1／50			1／25		
	実用排水単位	割引率%	※2排水単位	実用排水単位	割引率%	※2排水単位	実用排水単位	割引率%	※2排水単位	実用排水単位	割引率%	※2排水単位
50							21	100	21	26	100	26
65							22	90	24	28	90	31
75				18	90	20 ※ 1	23	85	27 ※1	29	80	36 ※1
100				104	60	180	130	60	216	150	60	250
125				234	60	390	288	60	480	345	60	575
150				420	60	700	504	60	840	600	60	1,000
200	840	60	1,400	960	60	1,600	1,152	60	1,920	1,380	60	2,300
250	1,500	60	2,500	1,740	60	2,900	2,100	60	3,500	2,520	60	4,200
300	2,340	60	3,900	2,760	60	4,600	3,360	60	5,600	4,020	60	6,700
375	3,500	60	7,000	4,150	50	8,300	5,000	50	10,000	6,000	50	12,000

(注) ※ 1. 大便器 2 個以内のこと。 ※ 2. アメリカ規格全国衛生工事規準

- 付記 1. 実用排水単位は、器具数が大体建物居住者 20～30 人に対し 1 個の割合で、通気管は回路及び環状通気管法の場合に適用
2. アメリカ規格全国衛生工事基準の排水単位数は、器具数が大体建物居住者 10～15 人に対し 1 個の割合で、通気管は各個通気管法の場合に適用

(表－５．４) 排水横枝管及び立管の口径

管径 近似 (mm)	受け持ち得る許容最大排水単位数											
	排水横枝管			3階建て又は枝管間隔 3を有する1立管			3階建て以上の場合					
							1立管に対する合計			1階分又は枝管間隔の 合計		
	実用排水単位	割引率%	※3排水単位	実用排水単位	割引率%	※3排水単位	実用排水単位	割引率%	※3排水単位	実用排水単位	割引率%	※3排水単位
30	1	100	1	2	100	2	2	100	2	1	100	1
40	3	100	3	4	100	4	8	100	8	2	100	2
50	5	90	6	9	90	10	24	100	24	6	100	6
65	10	80	12	18	90	20	38	90	42	9	100	9
75	14	70	20 ※1	27	90	30 ※1	54	90	60 ※1	14	90	16 ※1
100	96	60	160	192	80	240	400	80	500	72	80	90
125	216	60	360	432	80	540	880	80	1,100	160	80	200
150	372	60	620	768	80	960	1,520	80	1,900	280	80	350
200	840	60	1,400	1,760	80	2,200	2,880	80	3,600	480	80	600
250	1,500	60	2,500	2,660	70	3,800	3,920	70	5,600	700	70	1,000
300	2,340	60	3,900	4,200	70	6,000	5,880	70	8,400	1,050	70	1,500
375	3,500	50	7,000									

(注)※1. 大便器2個以内のこと。※2. 大便器6個以内のこと。※3. アメリカ規格全国衛生工事規準

付記 1. 実用排水単位は、器具数が大体建物居住者20～30人に対し1個の割合で、通気管は回路及び環状通気管法の場合に適用

2. アメリカ規格全国衛生工事基準の排水単位数は、器具数が大体建物居住者10～15人に対し1個の割合で、通気管は各個通気管法の場合に適用

4 管理ます

管理ますは、流入管から汚水を取りまとめて円滑に下流管に誘導する役目と、汚水管の検査、掃除を目的とする構造物である。

(1) 設置箇所

(ア) 排水管の起点、合流点及び屈曲点

(イ) 排水管の管種管径の異なる箇所

(ウ) 直線部においては管径の120倍を超えない範囲内に設ける。

ただし、建築物外部で管径の120倍を超えても掃除等に支障がないと管理者が認めた場合には、この限りではない。

(エ) 取付管へ接続するますの設置は、道路と私有地との境界付近の私有地側とすること。

ただし、管理者が特別の理由があると認めた場合は、この限りでない。

(オ) 汚水ますの深さが、150cm以上又は重車輛等の通る箇所では、マンホール及び小口径マンホールを設置する。

(表－5. 5) ますの管径別最大間隔

管径 (mm)	100	125	150
最大間隔 (m)	1.2	1.5	1.8

5 トラップます

トラップますは、管理ますにトラップ装置を施したものである。

(1) 設置箇所

(ア) トラップとは、原則として器具トラップとするが、既設の排水施設に器具トラップが設置できない箇所

(イ) トラップますは、維持管理を十分に行わないと、ます内に固形物が堆積して臭気が発生するおそれがあるので、点検や掃除が容易な箇所に設置する。

(2) 構造及び材料

(ア) トラップの内径は、75mm以上とし、封水深を50mm以上100mm以下とする。

(イ) トラップの材質は、塩化ビニール製等の堅固なものとする。

6 掃除口

管理ますを設置しないときは、床上又は床下掃除口を設けなければならない。

ただし、管理者が維持管理上設置を必要と認めた場合は、管理ますを設置するものとする。

(1) 掃除口の取付箇所

(ア) 排水管（排水横主管、排水横枝管）の起点、屈曲点、管径の異なる箇所

(イ) 直線部においては管径の120倍を超えない範囲内において管の点検、掃除ができる適当な箇所

(2) 掃除口の口径

原則として接続する排水管の管径と同じにする。ただし、口径100mm以上の場合は、100mmとすることができる。

(3) 掃除口の取付方法

(ア) 地下埋設管に掃除口を設ける場合は、その排水管の一部を床上面、地盤面又はそれ以上まで延長して床上掃除口を取り付けること。

この場合、その排水管の一部を建物の外部まで延長して取り付けることができる。

(イ) 床下又は横壁等に露出して掃除口を設ける場合は、床下掃除口とすることができる。

(ウ) 掃除口の下部曲線は、掃除用器具を下流に向けて用意に挿入できるようにJISK 6739の90°大曲りエルボ(LL)又は45°エルボ(45L)を2個使用すること。

(エ) 床上掃除口のふた金具（パッキン付）は、黄銅鋳物製とし、ふたを着脱する際、ふた金具が空転、脱落などの故障を生じないよう排水管及び床に固着させるほか、必要に応じてコンクリートで縁巻きを行うものとする。

ただし、天井裏、横壁又は床下などに掃除口を設ける場合は、ビニール製ねじ込み型（パッキン付）又は鋳物製床下掃除口を使用する。

7 通気装置

(1) 排水装置には、必ず通気装置を設けなければならない。

通気装置は、次の目的のために設けられる。

(ア) サイホン作用及び背圧からトラップの封水を保護する。

(イ) 排水管内の排水の流れを円滑にする。

(ウ) 排水管内に新鮮な空気を流通させ、排水管系統内の換気を行う。

(2) 通気管の配管法には、1 管式配管法と、2 管式配管法とがある。

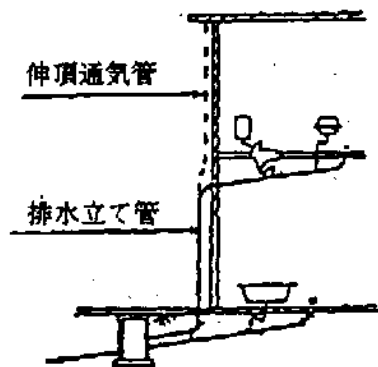
(ア) 1 管式配管法

建物が小規模で、各階の衛生器具数が少ない場合で、(図－5． 1) のように1 本建ての1 管式配管法で最高階の器具排水管の接続点から上方に通気管を直結することができる場合の配管方法をいう。

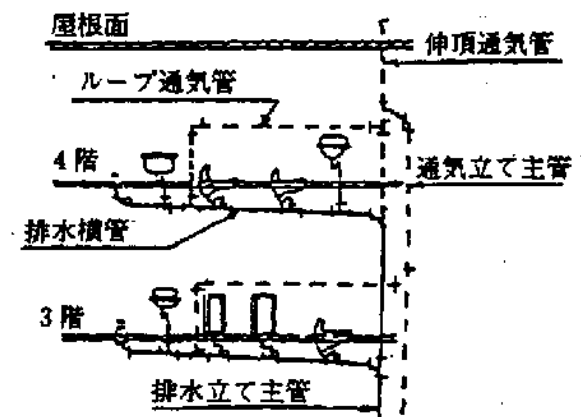
(イ) 2 管式配管法

高層建築物において一般に用いられる方式で、衛生器具の連結が多く、排水管系と通気管系との2 本建ての配管方法をいう。(図－5． 2)

(図－5． 1) 1 管式配管法



(図－5． 2) 2 管式配管法



(3) 通気装置は、次の各号の標準によるものとする。

(ア) トラップの封水がサイホン作用及び逆圧で破られるおそれがないよう常に空気などの循環を自由にさせ、汚水が流れ込むような取付方をしてはならない。

(イ) 通気管は、汚水管の起点、トラップの近く、その他適当な箇所に設けるものとする。

(ウ) 一般通気及び衛生器具各個に通気管を設けようとするときは、その器具排水管径の $1/2$ 以上としなければならない。ただし、最少管径 30 mm より小さくしてはならない。

(エ) 伸頂通気管に通気管の立主管を連結するときは、その系統に属する最高位衛生器具より高い位置に取り付けなければならない。

2 個以上のトラップを保護するために設ける通気枝管においても、排水横管の最上部にある衛生器具のすぐ下流において、その器具に接近して横管から立ち上がらせ、最高位衛生器具以上の高さで通気立管に直結しなければならない。

(オ) 排水横枝管から通気管を取り出す場合は、(図-5.3) のように管の中心線上部から垂直又は 45° 以内の角度に取り出すものとし、水平に取り出してはならない。

(カ) すべての通気管は、管内の水滴が自然流下によって流れるように勾配を付けて、排水管に接続しなければならない。

(キ) 通気管の頂部は、窓その他換気のための開口部近くを避け、それらの換気用開口部の上端から 0.6 m 以上、屋上を庭園、物干し場等に使用する場合は屋上から 2 m 以上立ち上げて、大気中に開口しなければならない。

また、換気用開口部より 0.6 m 以上立ち上げられない場合は、各換気口部から水平に 3 m 以上離さなければならない。

(ク) ループ通気管の口径は、(表-5.6) による。ただし、汚水槽の通気管は単独配管とし、管径は 50 mm 以上としなければならない。

(ケ) 間接排水系統の通気管は、他の通気系統に直結せずに大気中に開口しなければならない。

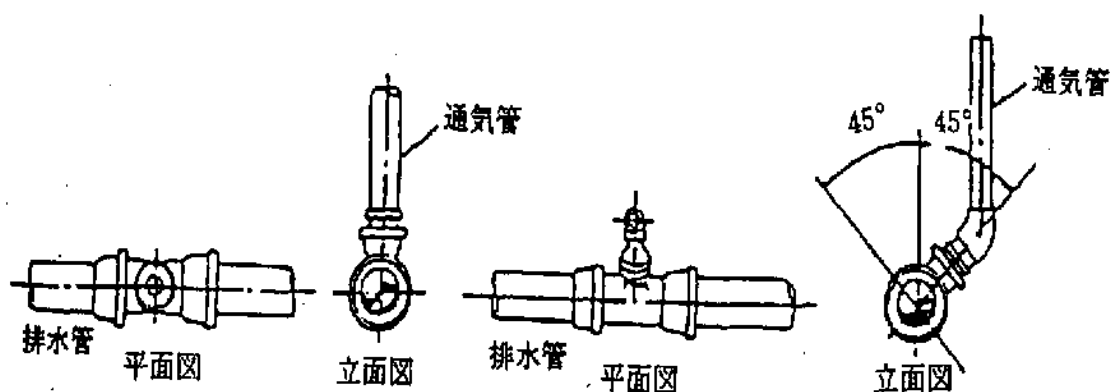
(コ) 通気管の長さ

通気管の長さとは、それが単独に大気中に開口する場合は、排水管又は建物排水主管と、その通気系統の最下端連結点から通気立て管の末端(大気開口部)までの配管長である。また、2 本の通気管が接続され 1 本になり大気中に立ち上げる場合は、通気立て管の最下端連結点から伸長通気まで連結する配管長と、その連結点から大気中に開口するまでの伸長通気の配管長とを加算したものである。

(サ) 伸長通気管の口径

伸長通気管の口径は、排水立て管の上端をそのまま延長した管径とする。

(図－5． 3) (通気管の取出し)



(表－5． 6) ループ通気横枝管の口径

汚水又は 雑排水管 の口径	排水単位 (この表の数値 以下のこと)	回路又は環状通気の口径					
		近似 (mm)	近似 (mm)	近似 (mm)	近似 (mm)	近似 (mm)	近似 (mm)
		40	50	65	75	100	125
		最長水平距離 (この表の数値以下のこと。)					
近似 (mm)		m	m	m	m	m	m
40	10	6					
50	12	5	12				
50	20	3	9				
75	10		6	12	30		
75	30			12	30		
75	60			5	24		
100	100		2	6	16	60	
100	200		2	5	15	54	
100	500			4	11	42	
125	200				5	21	60
125	1,100				3	12	42

(表－５． ７) 通気管の口径と長さ

汚水又は 雑排水管 の口径	排水 単位	通 気 管 の 口 径								
		近似 (mm)	近似 (mm)	近似 (mm)	近似 (mm)	近似 (mm)	近似 (mm)	近似 (mm)	近似 (mm)	近似 (mm)
		30	40	50	65	75	100	125	150	200
近似 (mm)		通 気 管 の 最 長 距 離								
		m	m	m	m	m	m	m	m	m
30	2	9								
40	8	15	45							
40	10	9	30							
50	12	9	23	60						
50	20	8	15	45						
65	42		9	30	90					
75	10		9	30	60	180				
75	30			18	24	150				
75	60			15	30	120				
100	100			10.5	27	78	300			
100	200			9	21	75	270			
100	500			6	10.5	54	210			
125	200				9	24	105	300		
125	500				6	21	90	270		
125	1,100				7.5	15	60	210		
150	350				4.5	15	37.5	120	390	
150	620					9	30	90	330	
150	960					72	21	75	300	
150	1,900					6	15	60	210	
200	600						12	45	150	390
200	1,400						9	30	120	360
200	2,200						7.5	24	105	330
200	3,600							18	75	240
250	1,000							22.5	37.5	300
250	2,500							12	30	150
250	3,800							9	24	105
250	5,600							7.5	18	75

汚水槽の排水単位は、排水ポンプの容量 $3.8 \frac{\text{リットル}}{\text{分}}$ ごとに 2 単位とする。

8 トラップと阻集器

(1) トラップ

トイレ、台所、浴室、洗濯場等の汚水の排除口には、その器に最も近隣した箇所で容易に点検及び掃除ができ、汚水の流下を阻害しない構造の防臭装置（トラップ）を設けること。

(ア) トラップの目的

污水管から有害なガス、悪臭はもとより、ネズミ、ウジ類の小虫が自由に侵入してくる結果、室内の空気を汚染し、居住者の保健衛生上及び保安上に及ぼす悪影響を未然に阻止する目的で、排水管系統中の要所に設ける封水式の装置器具である。

(イ) トラップの備えるべき条件

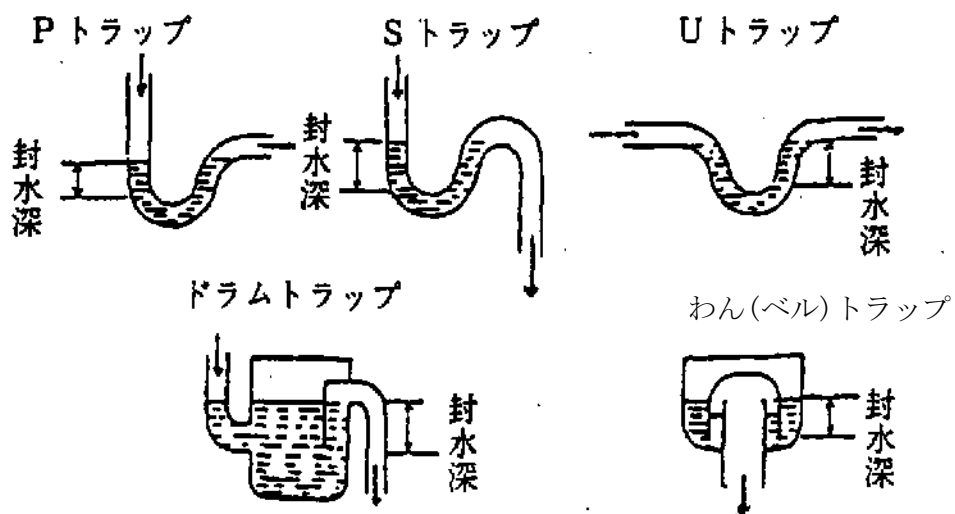
- (a) 構造が簡単で破損しがたく、流内水面が平滑であること。
- (b) 器具に接続しやすく、点検、掃除が容易なこと。
- (c) 非吸水性、耐食性の材質であること。
- (d) 適当な封水深を有し、封水を失いにくい構造である。
- (e) 排水自身の作用によりトラップ内部を洗浄させうること。

(ウ) トラップの種類

トラップにはいろいろの種類があるが、基本型として次の 5 種をあげることができる。

- (a) Pトラップ（1／2 Sトラップ）
- (b) Sトラップ
- (c) Uトラップ（ランニングトラップ）
- (d) ドラムトラップ（胴トラップ又はDトラップ）
- (e) 排水自身の作用によりトラップ内部を洗浄させうること。

(図－5．4) トラップの基本型



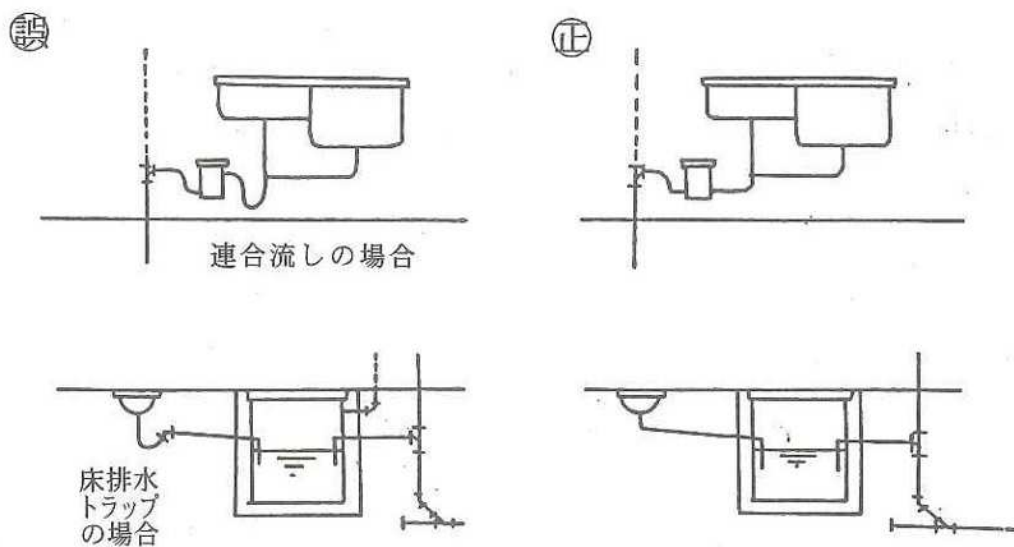
(エ) トラップの封水深

器具用トラップの封水深は、50mm 以上100mm 以下とする。ただし、器具に直接取り付け以外のもので、特殊用途をもつ器具に付属するトラップ又はトラップを形成するます、タンクの類で容易にトラップ内部を検査、掃除しうる構造のものは、最少封水は50mm 以上でなくてはならないが、最大封水は100mm 以上あっても差し支えない。

(オ) 二重にトラップを設けてはならない。

トラップを二重に設けると、二つのトラップの間に空気溜りを生じ、流水機能を阻害し、排水管の詰まりが発生しやすい。

(図-5.5) 二重トラップを設けられている例



(2) ディスポーザーの使用の場合（公共下水道のみ）

ディスポーザーを使用した排水中には、細かく粉砕された雑多な食品くずその他の固形物が混入していて、これが下水道本管の中で沈殿腐敗し、ひいては終末処理場の機能に悪影響を及ぼすので、ディスポーザーを使用した排水を処理施設に流入する場合は、阻集器を設けなければならない。なお、設置にあたっては、事前に下水道管理者と協議しなければならない。

(3) 阻集器

阻集器は、トラップであると同時に、排水中に含まれる悪質有害な物質の流下を阻止、分離、収集する目的をもつ装置であり、これらの物質を阻集器を通過させず、排水管及び処理施設の污水管に直接流し込むと污水管の維持管理に支障をきたし、処理機能に悪影響を与えるとともに、人や建物に危険を及ぼすことになるので、阻集器の設置については、その構造及び型式について事前に管理者と協議すること。

一般的に最も多く用いられている種類としては、次のようなものがある。

(ア) グリーストラップ

主として料理店、ホテル、食品加工製造工場など油脂類を排出する箇所に設ける

もので、排出中に溶解して流下する脂肪をトラップ内で凝結させ、除去する目的をもった装置である。

特に営業用のグリーストラップは、相当容量の大きいものを必要とするので、屋外又は床下等に設け、グリーストラップに流入する汚水は、油脂類を含んだ排水系統のみを接続すること。

また、設置後の維持管理について使用者に十分に説明し、善良な管理ができるようにしなければならない。

(イ) ガソリントラップ

ガソリンスタンド、自動車修理工場、洗車場（駐車場含む。）製油関係工場等その他油類を取り扱う場所に設け、排水をいったん油分離槽に導入し、油と水を分離させ、浮上した油を排出して安全処理する。

油を分離させたあとの汚水は、側溝等雨水を排除する施設に直結し、処理施設の污水管に接続してはならない。

なお、この種類の施設を設ける場合は、関係官庁の指導を受けること。

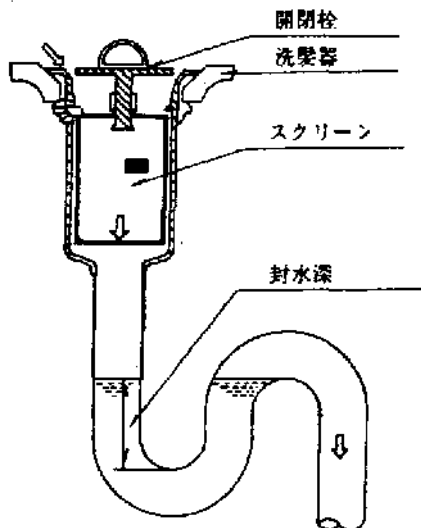
(ウ) ヘアートラップ

理髪所、美容院の洗面、洗髪器に取り付け、毛髪が排水管に流入するのを阻止する。

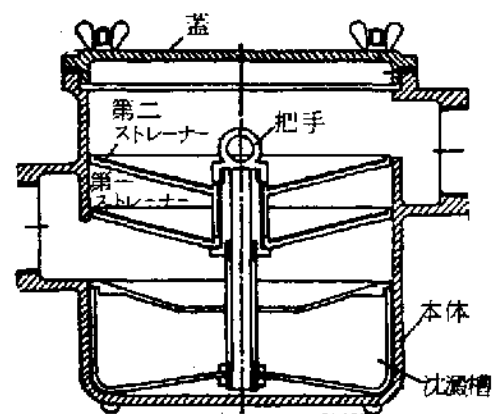
(エ) プラスタートラップ

歯科医、整形外科の技工室、ギブス室に設けるトラップで、義歯材のくず又はプラスターが污水管中に流入するのを阻止する。

(図－５．６) ヘアートラップ



(図－５．７) プラスタートラップ

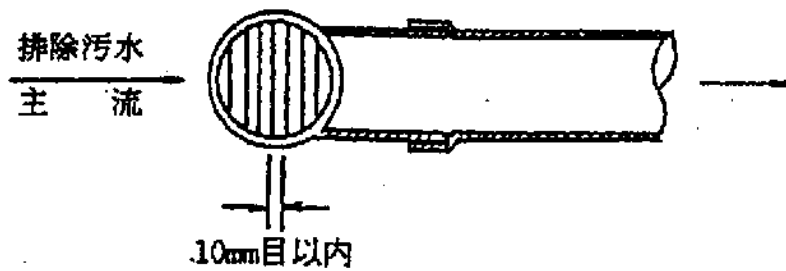


(オ) ごみよけ装置（ストレーナー）

台所、浴室、洗濯場、その他汚水の排除口は、ごみよけ装置として10mm目以下の鉄格子等を設け、点検掃除が容易であるようにしなければならない。

なお、鉄格子等は、排除汚水の流入に対して直角の方向に取り付けること。

(図－5．8) ごみよけ装置の取付方法

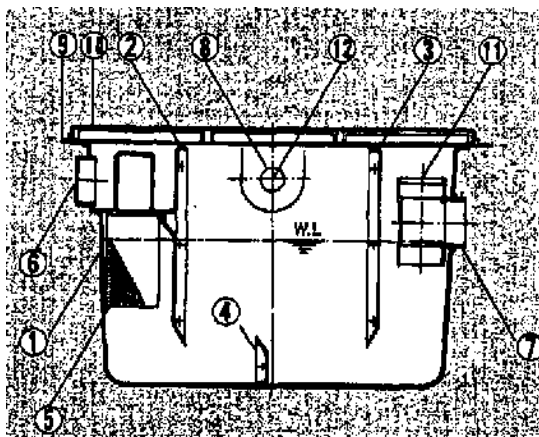


(カ) 沈砂装置

土砂を排出する箇所又はそのおそれのある箇所には、適当な大きさの砂だめを設けること。

(図－５． ９) グリーストラップ構造図

構造図としては、グリーストラップ内の隔板の枚数と位置及び流入と流出側の構造によってグリースの除去率が違うので、次の構造を標準とする。

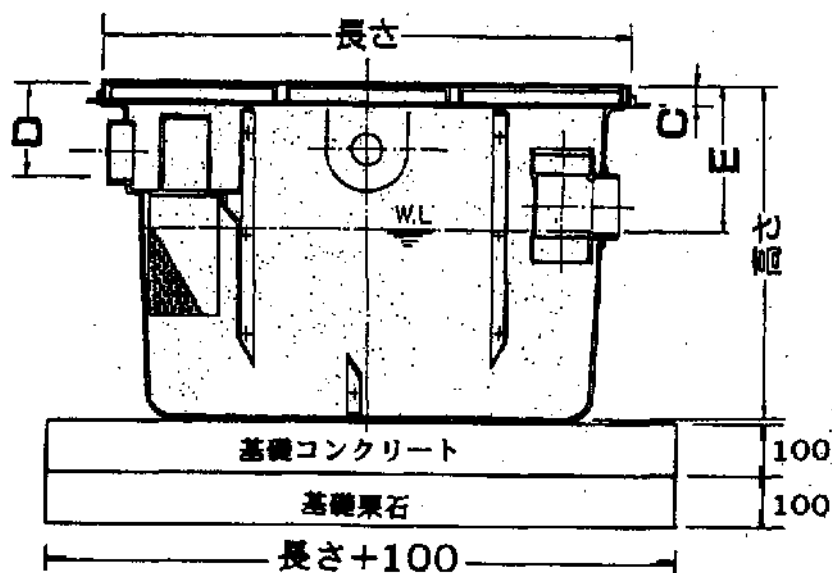


□ 部品名称

1	本 体	8	排 気 口
2	セパレーター(A)	9	受 座
3	セパレーター(B)	10	フ タ
4	セパレーター(C)	11	掃 除 口
5	バスケット	12	キ ャ ッ プ
6	流 入 口	13	ベントキャップ
7	流 出 口		

※屋外に設置する場合は密閉ふたとし、
危険防止のためふたは堅固な構造で、
場所によっては安全さく等の保安施
設を設置すること。

(図－５． 10) グリーストラップ設置例



※スクリーンかごの管理を容易にするため、グリーストラップの上流側に固形物溜を設置することが望ましい。

※ふたは、容易に掃除できる構造とすること。

◎業態別グリーストラップ容量計算

一般式 $V = Q \times n \times 1 / t \times K \times T$

V：グリーストラップ容量（リットル）

Q：業態別一食当たり使用水量（リットル）

n：1日の食数

t：営業時間（分）

K：安全率

T：貯留時間（分）

（表－５．８） 業態別一食当たり使用水量

業 種	業 態	Q（リットル）	n	t	K	T	備 考
ラーメン店	専 門 店	60	席数×回転数	営業時間	5	4	
中華料理店	〃	60	〃	〃	5	4	
焼 肉 店	〃	60	〃	〃	5	4	
洋 食 店	〃	50	〃	〃	4	4	
ハンバーガー	〃	50	〃	〃	4	3	
フライドチキン	〃	50	〃	〃	4	4	
和 食	料 理 店	40	〃	〃	4	4	
〃	す し 屋	40	〃	〃	3	3	
〃	一品料理店 焼き鳥屋等	40	〃	〃	3	3	
一般食堂	社員食堂等含む	40	〃	〃	4	4	
弁当販売	製 造 所	40	製造食数	〃	4	4	
〃	販 売 所	15	〃	〃	3	3	加熱加工 のみ
喫 茶 店	コーヒー専門店	20	席数×回転数	〃	3	3	
スナック	煮物等出さない	10	〃	〃	3	3	
魚 屋	普通規模	5リットル／分			5	4	グリス容量 100リットル
〃	大規模（スーパー マーケット等）	10リットル ／分			5	4	〃 200リットル
肉 屋		—		—	—	—	
学校、幼稚園	給 食 用	10	生徒数＋職員数	—	3	4	

（注） 喫茶店、スナックは、一般食堂に準ずる。

掃除の周期は、一週間以内とする。

9 特定事業場の排水について

法第12条の2第1項に規定する特定事業場（表－5. 9）の排水については、除害施設の設置等を事前に下水道管理者と協議し、悪質下水排除届出書を提出すること。

（表－5. 9） 特定事業場の一覧表

特定施設番号	業 種 内 容	備 考 （代表例）
2	畜産食料品製造業	肉製品、乳製品、食鳥加工
3	水産食料品製造業	水産缶詰、寒天、魚肉、ハム、かまぼこ 冷凍、塩干物、つくだ煮
4	野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業	缶詰、漬物類、ジャム、乾燥物
5	調味料製造業	みそ、しょう油、食用アミノ酸、ソース、 食酢、トマトケチャップ、マヨネーズ
8	パン、菓子の製造業 製あん業	パン、生菓子（和・洋）、ビスケット ＜粗製あんの沈澱槽のあるもの＞
9	米菓、こうじ製造業	あられ、せんべい、 こうじ＜洗米機のあるもの＞
10	飲料製造業	サイダー、ラムネ、ジュース、 果実酒、みりん蒸留酒、(焼酎)、 野菜ジュース原液
11	動物系の飼料又は有機質肥料 の製造業	
12	動植物油脂製造業	菜種、大豆油、ひまし油、食用油
14	でん粉又は加工でん粉の 製造業	コーンスターチ
15	ぶどう糖又は水あめの製造業	
16	めん類製造業	うどん、そば、ソーメン、マカロニ、 中華めん
17	豆腐、煮豆製造業	豆腐、油揚げ、煮豆
19	紡績業、繊維製品製造、加工	大島紬関連工場
23	パルプ、 紙又は紙加工品の製造業	トイレットペーパー
54	セメント製品製造業	
55	生コンクリート製造業	
65	酸、アルカリにより表面処理加工	金属製品及びプラスチック製品の酸・アルカリに よる洗浄施設
66	電気めっき施設	
66の2	旅 館 業	
67	洗 濯 業	ドライクリーニング

68	写真現像業	自動式フィルム現像施設
68の2	病 院	病床数300以上であるもの
71	自動式車両洗浄施設	
71の2	試験研究機関	・ 国、地方公共団体の試験研究機関 ・ 学術研究又は製品の製造、技術改良、考案発明に係る研究所

- ※ 1. 上記は一般的に予想されるものを抜粋したもので、これら以外の事業場については、その都度協議すること。
2. 特定施設に該当しない施設であっても、排水の内容によっては、阻害施設の設置対象事業場となる。

10 冷却用水等の直接放流について

処理施設の区域内において冷却用水及びこれに類する水で、清水に近い排水を公共用水域に直接放流する場合は、事前に下水道管理者と協議しなければならない。

冷却用水等を公共用水域に直接放流するためには、次の各号に定める条件を備えなければならない。

- (1) 放流水の水質が常時法令で定める水質基準を維持することができるものであって、将来ともその基準を上回るおそれがないと認定したもの。
- (2) 計量装置（放流水メーター）を設置してあるもの。
- (3) その他管理者が定めるもの。

11 く（汲）み取便所の改造

くみ取便所を改造して水洗便所にする場合には、在来の便槽を適切な方法で撤去又は土砂等で埋め戻し、将来にわたって、衛生上、問題のないように設置する。

通常の場合、便槽内の尿尿をきれいにくみ取った後、その内部を消毒して取り壊す。便槽を全て撤去できない場合は、底部をせん孔して水抜孔を設ける。

12 浄化槽の処置

不要になった浄化槽は、原則撤去する。

- (1) 浄化槽は、尿尿を完全にくみ取り、清掃、消毒をしたのち原則撤去しなければならない。また、汚泥及び清掃の廃水を公共ますに流してはならない。

建築物等の影響により撤去できない場合、当面は各槽の底部に10cm以上の孔を数箇所あけるか又は破壊し、良質土で埋戻して沈下しないように十分に突き固めるなどの対応を図る。

- (2) 浄化槽を残したまま、その上部等へ排水管を布設する場合は、槽の一部を壊すなどして、排水管と槽との距離を十分とり、排水管が不同沈下しないようにする。